

原子力災害に備えた 小千谷市広域避難計画 (Ver.1) の概要

平成28年1月
小千谷市危機管理課

1

内 容

1. 広域避難計画とは
2. 広域避難計画策定の経緯
3. 広域避難計画の概要

2

1. 広域避難計画とは

今回策定する広域避難計画は、原子力災害から身を守る基本行動のうち、太枠部分の主に屋内退避から市外への避難までを具体的に記述したものです。

小千谷市広域避難計画で具体的に記述した内容

※地域防災計画(原子力災害対策編)は、原子力災害の全般の対応を記載したものです。

※平成26年3月に全戸配布した原子力災害対応ガイドブックから抜粋

2. 広域避難計画策定の経緯(1)

- 平成23年3月11日 東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故
- 平成24年9月 原子力規制委員会設置
同年10月 原子力災害対策指針決定
- 平成24年11月 国、県、県内市町村及び関係機関において、新潟県広域避難対策等検討ワーキングチーム(10チーム)設置
- 平成25年3月7日 小千谷市地域防災計画(原子力災害対策編)策定
- 平成26年3月10日 小千谷市原子力災害対応ガイドブックを全戸配付

2. 広域避難計画策定の経緯(2)

- 平成26年3月 原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)策定
 - 広域避難をめぐる諸課題の検討を踏まえ、広域避難を含む防護措置等について現時点における考え方を整理したもの。
- 平成27年7月 県が「原子力災害時の新潟県広域避難マッチング」を提示
 - 原子力災害時の避難先の選定は、基本的には県が行うことになっており、原子力発電所から30km圏内の約46万人が、万が一の時にすべて広域避難するとした場合の県内における避難先を提示。
当市の避難先として、十日町市、南魚沼市、津南町が示された。
- 平成28年1月29日 原子力災害に備えた「小千谷市広域避難計画」策定

5

3. 広域避難計画の概要

- はじめに
- 第1章 総則
- 第2章 原子力災害対策の基本事項
- 第3章 市の体制
- 第4章 住民等の屋内退避・避難体制
- 第5章 要配慮者等の避難体制
- 第6章 原子力災害医療
- 第7章 避難者の支援等
- 第8章 今後の課題
- 資料 町内別避難先一覧ほか

6

3. 広域避難計画の概要(1)

- はじめに
- 第1章 総則
 - 小千谷市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市民、市内通勤者及び市内一時滞在者等の屋内退避、避難及び一時移転を円滑に実施するために必要な事項を定めたもの。
 - 現時点における基本的な事項をまとめたものであり、避難路の渋滞対策や避難行動要支援者の避難方法、安定ヨウ素剤の配布・服用方法など多くの課題が残されていますが、これらの課題については、新潟県と合同で検討を進めています。
 - その検討結果や関係法令などの改正を踏まえ、本計画を随時更新し、さらに実効性のある広域避難計画を策定していきます。

7

3. 広域避難計画の概要(2)

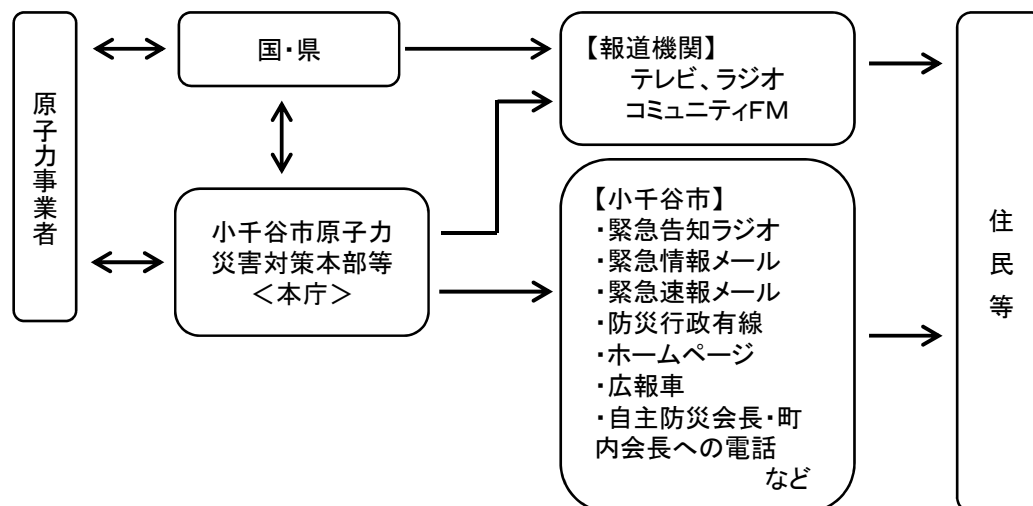
- 第2章 原子力災害対策の基本事項
 - 原子力災害特有の放射線被ばくから身を守るための防護措置を記載しています。基本は屋内退避、国の空間放射線量率の初期設定値に達したら避難、避難の際には安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査と簡易除染が必要になるというものです。
 - また、その防護措置や自治体の活動体制などの基準やタイミングを記載しています。
- 第3章 市の体制
 - 当市における原子力災害対策本部及び警戒本部の設置基準や関係機関との情報連絡体制、住民への情報伝達手段などを記載しています。

8

3. 広域避難計画の概要(3)

[情報伝達手段]

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国・県からの避難及び避難準備等に関する指示又は要請があった時は、あらゆる手段(緊急告知ラジオ、緊急情報メール、緊急速報メール、防災行政有線、報道機関、ホームページ、広報車、自主防災会長・町内会長への電話など)を用いて住民の皆さんへの情報伝達を行う体制を構築しています。



9

3. 広域避難計画の概要(4)

・第4章 住民等の屋内退避・避難体制

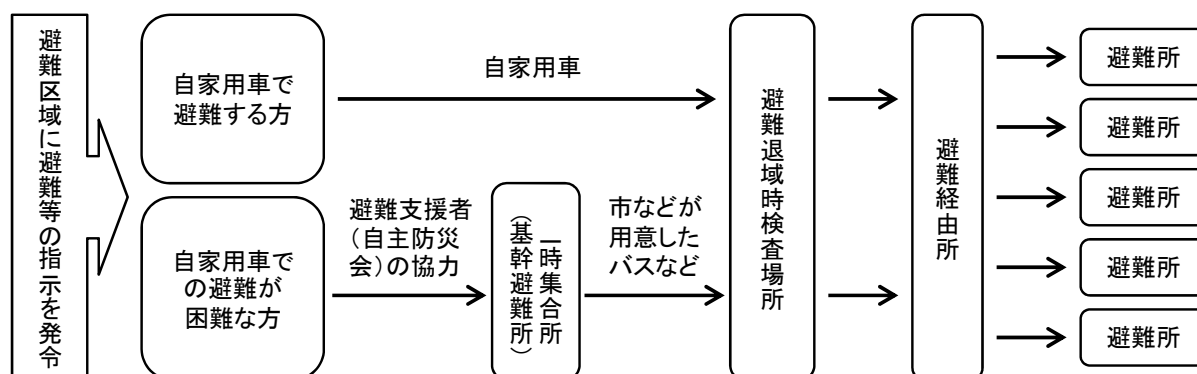
- 原子力発電所で緊急事態が発生した場合、当市では「屋内退避」が基本の行動となります。
- 屋内退避の指示のタイミング、屋内退避所の開設、市民への周知事項などを記載しています。
- また、当市の場合、原子力発電所から放射性物質が放出され、国の空間放射線量率の初期設定値に達したら、原則自家用車を使用して市外への広域避難等を実施することになります。
- 避難指示のタイミング、市民への周知事項、避難手段の確保、避難先の選定、避難経路の設定、避難経路所の設定などを記載しています。
- 県が示した広域避難のマッチングにおいて、当市は、十日町市、南魚沼市、津南町に避難することが示されました。

10

3. 広域避難計画の概要(5)

[避難等のイメージ]

原子力発電所から放射性物質が放出され、国の空間放射線量率の初期設定値に達した地域においては、被ばくの影響をできる限り低減するため、市外へ避難することになります。



11

3. 広域避難計画の概要(6)

• 第5章 要配慮者等の避難体制

– 自力で広域避難ができない要配慮者においては、市などが用意したバスなどで避難することを想定しています。

• 第6章 原子力災害医療

– 放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減するための安定ヨウ素剤の配布・服用方法、避難退域時検査(放射性物質による汚染の有無を確認する検査)とその簡易除染に関する内容を記載しています。

• 第7章 避難者の支援等

– 広域避難した後の必要となる対応を記載してあります。

– 避難所運営の支援、避難の長期化への対応、生活物資の確保をする必要があります。

12

3. 広域避難計画の概要(7)

• 第8章 今後の課題

- 原子力災害における放射線からの被ばく対策のため、多くの課題が残されています。
- そのほとんどが当市単独では解決できないため、国の法令改正や県ワーキングチームの検討結果待ちとなっており、現時点での広域避難計画に反映できない状況です。そのため、「第8章 今後の課題」として記載したものです。

今後の課題	1. 避難先の複数化
	2. 避難ルート及び避難手段
	3. 避難退域時検査等の方法及び実施場所
	4. 緊急時モニタリング
	5. 避難経由所・避難所の運営・協力体制
	6. 安定ヨウ素剤の配備・配布方法
	7. 要配慮者の避難

13

3. 広域避難計画の概要(8)

• 資料 町内別避難先等一覧

- 県の「原子力災害時の新潟県広域避難マッチング」において、当市の避難先は、十日町市、南魚沼市、津南町の3市町が示されました。
- それに基づき、町内別の避難先自治体、主な避難経路、避難経由所、自力で避難できない方のためのバスが迎えに行く一時集合所を設定しました。

➤ 新潟県広域避難検討ワーキングチームが示した避難先選定の前提条件

- 事故と被害想定は、「単独もしくは自然災害と関連して原子力災害が発生した場合」「避難準備区域(UPZ)では防護措置がとられるが、UPZ外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合」としています。
- 避難者の想定は、即時避難区域(PAZ)人口と避難準備区域(UPZ)人口を合わせた約46万人としています。

14

3. 広域避難計画の概要(9)

[地区別の避難先]

地区名		避難経由所		避難先
西小千谷地区	⇒	十日町市立中条中学校 又は 川西総合体育館	⇒	十日町市
城川地区	⇒			
東小千谷地区	⇒	南魚沼市役所 大和庁舎	⇒	南魚沼市
千田地区	⇒			
東山地区	⇒			
片貝地区	⇒			
山辺地区	⇒	津南町総合センター	⇒	津南町
吉谷地区	⇒			
川井地区	⇒			
岩沢地区	⇒			
真人地区	⇒			

